

取扱区分：「公開」

令和7年第1回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和7年1月10日（金）10時00分

於：周南市役所 多目的室

令和7年第1回

周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和7年1月10日(金) 午前10時00分 ~ 午前10時47分

2 場所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 16人

1番	林	俊一	2番	歳	光時	正
5番	佐	伯伴	章	6番	笠	井保雄
7番	河	内邦	雄	9番	佐	伯信治
10番	高	橋	恵	11番	秋	貞啓子
12番	藤	井	孝	13番	山	下敏彦
14番	瀧	山	美智子	15番	市	川進
16番	有	馬	俊雅	17番	兼	重智
18番	田	中	榮作	19番	白	石純治

(2) 欠席委員 3人

3番	野	村	邦幸	4番	重	永正人
8番	藤	原	典子			

(3) 事務局職員 4人

局長	中山	浩毅	次長	中村	仁紀
次長補佐	神本	和典	書記	山崎	絵美

(4) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	8件

第3 報告事項

報告第1号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	25件
報告第2号	農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について	2件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について	16件
報告第4号	農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	1件
報告第5号	非農地判断の結果について	3件
報告第6号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について	3件
報告第7号	現況が農地でないことの証明等について	8件

中山事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中16人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、3番・野村邦幸委員、4番・重永正人委員、8番・藤原典子委員の3人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

恐れ入りますが、正誤表を配付しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままでお願いします。

それでは、議長よろしくお願いいたします。

開会（午前10時03分）

議長（山下会長）

改めまして、皆様、新年おめでとうございます。

今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただ今より令和7年第1回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

1 番・林俊一委員、2 番・歳光時正委員のご両名にお願いいたします。

議事日程第 2、議決事項に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」、番号 1 番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

中村事務局次長

1 ページから 2 ページの議案第 1 号は、1 議案 4 件です。

番号 1 番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑 1 筆の面積が 248 平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は体調不良により管理が困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、現在植えてある果樹を引き続き栽培するため譲り受けるものです。

農地法第 3 条第 2 項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

2 番歳光委員

2 番歳光です。

番号 1 について、12 月 18 日に事務局職員と私で現地調査を行い、改めて 12 月 24 日に譲渡人及び譲受人と私で再度現地調査を行いましたので報告いたします。

現地は 248 平方メートルと小面積ではありますが、譲渡人はカキ、ウメ、レモン等を植えておりました。

今回、体調が悪くなり管理ができないため、隣接の農地を所有する譲受人に所有権移転をすることになりました。

また、譲受人は他にも農地を所有し管理されており、申請地は畑として管理をしていくとのことでした。

調査項目等に照らし調査を行いましたが無問題だと思います。

よろしくご審議をお願いします。

ありがとうございました。

それでは、議案第1号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第1号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第1号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆、畑2筆の面積が6,399.80平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は譲渡先を探していたところ、譲受人から申し出があり譲り渡すものです。

譲受人は、水稻及びサツマイモ等の栽培をし、「道の駅」で販売するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの

議長（山下会長）

中村事務局次長

議長（山下会長）

許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員である私から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

去る12月19日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地を確認いたしました。

譲渡人及び譲受人には、同日、電話にて意思確認を行いました。

申請地は、譲渡人の所有する家屋に接した農地で、以前、この家屋を周南市の空き家バンクに登録した際に、譲受人からの問い合わせがあったものの、そのときは、家屋を処分することに踏み切れなかったそうですが、今後、子どもが相続する予定もなく処分に困っていたことから、今回、家屋、農地及び山林等の全てを売却することにしたそうです。

農地の形状は、3936番地は1枚、3639番地は6枚、3940番地は3枚の段々になっていました。

3939番地については、利用権設定により水稻が栽培されていましたが、昨年10月31日に合意解約されました。

3936番地及び3940番地は、耕作放棄地ですが、既に草が刈り取られており、耕うんし、土づくりをすれば、作物が栽培できる状態でした。

譲受人は、以前より水稻栽培並びに牛及びヤギを飼育し、農作業に従事しており、申請地では、水稻及びサツマイモ等の栽培をし、地域に馴染んで農業の可能性を広げていきたいとのことでした。

調査項目に沿って調査しましたが、許可の基本要件を満たしており特に問題ないと考えます。

以上です。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

それでは、議案第1号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第1号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第1号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

番号3番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が257平方メートルの農地です。

譲渡人は、令和6年第9回総会の議案第37号、番号4番として審議を経て農地法第3条許可を受け、申請地を譲り受けたばかりですが、譲受人からの強い要望により譲り渡すものです。

申請地は、譲受人の住居に隣接しており、曾祖父の代から譲り受けの申し出を断られてきた経緯があるとのこと。

その旨、譲渡人及び譲受人から理由書が提出されています。

権利移動は所有権移転で、譲受人は、季節の野菜等を耕作するため譲り受けるものです。

譲渡人が譲り受けてから短期間で譲り渡すことについては、やむを得ない事情である考えます。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地

中村事務局次長

議長（山下会長）

調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

中村事務局次長

中村事務局次長

4番の重永委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

番号3番について、補足説明をします。

去る12月19日に事務局職員、推進委員2名で現地確認に行きました。

また、譲受人には当日現地で、譲渡人には1月4日に電話で意思確認をしました。

申請地は、一部で柿等の果樹栽培が行われ、他の部分は草刈りによる保全管理がされていました。

譲受人は、申請地が自宅から道路につながる出入口用通路と駐車場に隣接しており、このことから譲受人の曾祖父の時代より代々の所有者に譲り受けたい旨を伝えてきましたが、思いが叶いませんでした。

こうした中、最近になり、譲渡人が前の所有者から購入したことを知り、これまでの経緯を伝えて譲り受けを申し出たところ、了承いただき譲り受けることになったとのことでした。

譲渡人は、稲作を主体に季節の野菜栽培を行うため、昨年10月に前所有者から田及び畑を数カ所購入したばかりですが、譲受人の長年に渡る強い思いから譲り渡すことにしたとのことでした。

なお、譲受人はトラクター、耕運機等の大型農機具を所有し、申請地周辺で水稻栽培を行っており、申請地では季節の野菜栽培を行うとのことでした。

調査項目に従って調査いたしました。問題ないと思われま

す。ご審議の程、よろしくお願

議長（山下会長）

いします。

ありがとうございました。

それでは、議案第1号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第1号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第1号、番号4番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

番号4番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が1,302平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は遠方に居住し耕作が困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、申請地を以前より耕作しており、譲渡人からの申し出があったため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河内委員

7番河内委員

7番の河内です。

番号4について補足説明をします。

去る12月23日に事務局職員と推進委員と現地を調査しました。

また、申請者も同行されました。

内容については事務局で説明されたとおりです。

場所は、勝間市民センターより東側に約500メートルで国道2号に隣接した場所です。

申請地は田で、面積は1,302平方メートルです。

現在は、耕作されていました。

譲受人は、隣接地に住んでおり、以前から申請地を耕作されていたとのことで、譲渡人から申し出があったので譲り受けたいとのことです。

譲渡人は遠隔地に住んでいるため、耕作が困難であるとのことです。

農機具等も保有しておられました。

調査の結果、チェックリスト項目にあっており別に問題ないともいます。

以上、調査結果の報告を終わります。

ありがとうございました。

それでは、議案第1号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第1号、番号4番は、許可と決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

議長（山下会長）

神本次長補佐

神本次長補佐

3 ページから 5 ページの議案第 2 号は、1 議案 8 件です。

番号 1 番についてご説明いたします。

借主は、借主の所有地の一部に自己用駐車場を設置する予定ですが、所有地と公道の間に申請地があり、公道に出るためには申請地を通る必要があるため、申請地を使用貸借により利用しようとするものです。

貸主は、借主の希望があり、今後も耕作する見込みがないことから貸すものです。

申請地は、周南市久米支所から北東へ約 1,030メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の 1 ページから 5 ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第 2 種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

兼重委員

17番兼重委員

17番の兼重です。

番号 1 番について、現地調査の結果及びその補足説明をいたします。

去る 12 月 24 日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員とともに現地を確認し、その日のうちに、譲渡人に電話で状況を確認するとともに、譲受人とは現地で状況を確認しました。

申請地は、山陽自動車道徳山東インターチェンジの北側の農地で、周南市久米支所から約 1,030メートルの位置にある農地であり、近年は耕作しておらず、今では雑草や低木が繁茂している状態です。

譲渡人は申請地の単独の相続人であり、耕作する予定がないところ、譲受人から通路として貸してほしいとの強い要望があったので、相続財産である農地2,244平方メートルの一部11.16平方メートル使用貸借権を設定し、無償で貸すことにしたとのことです。

譲受人は、自己の所有地と公道の間に申請地の一部があるため公道に出ることができず、駐車場として予定している自己所有地から公道に出るための通路として、申請地の一部11.16平方メートルを無償で借り受けたいとのことです。

周辺の農地は耕作されておらず、ほとんど荒廃しており、被害の恐れはないと思われま

す。立地基準に照らして転用に問題はなく、また関係書類も完備されており、農地転用の確実性が認められ、周辺農地への被害防除措置が適切で、地域の農地の農業上の効率的・総合的な利用に支障がなく、一般基準からみても特に問題はないと考えます。

調査項目に従って調査しましたが問題ないと思われま

す。よろしくご審議をお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第2号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第2号、番号1番は、許可と決定いたします

続きまして、議案第2号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

議長（山下会長）

神本次長補佐

神本次長補佐

番号2番についてご説明いたします。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積440.57平方メートル、パネル枚数170枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、後継者や担い手もなく、維持管理が困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、戸田駅から北東へ約240メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の6ページから9ページのとおりです。

農地区分は、鉄道の駅からおおむね300メートル以内で第3種農地に該当します。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

瀧山委員

14番瀧山委員

14番の瀧山です。

番号2番について補足説明をいたします。

12月23日に事務局職員、推進委員2名と私の4名で現地の確認に行きました。

申請地は手入れされていたが、譲渡人は高齢であり、今後は維持管理が難しいため、譲受人に譲り渡すことにしました。

譲受人は太陽光発電の設備を設置する場所を探していたところ申請地が適していると考えて譲り受けることとしました。

譲渡人には電話がないため、息子さんを通じて意思確認をしました。

周囲には同様の太陽光発電の設備もあり、周りに影響はないと思

われます。

特に問題はないと思われまますので審議の程よろしくお願ひします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第2号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第2号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第2号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号3番についてご説明いたします。

借主は、自己用住宅を建設するため、申請地を使用貸借により借受けようとするものです。

貸主は、子である借主の申出に応じることとしたものです。

申請地は、周南市須々万支所から南西へ約1,220メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の10ページから14ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件は一部転用の申請ですが、今回の転用箇所以外の部分

において、一部砂利を敷いて無断転用されている場所があったことから、これについての顛末書が添付されており、その中でこの転用した土地を農地に戻すという誓約がされています。

この無断転用については、反省をされ、今後は農地法等の法令を遵守するとのことです。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

16番有馬委員

16番の有馬です。

番号3番について、補足説明をします。

去る11月25日に事務局職員、農地利用最適化推進委員と現地を確認するとともに、12月29日に、譲渡人とは自宅で、譲受人とは電話でそれぞれ意思確認をしました。

現地は、草刈りはされていましたが、作物が植えられた形跡はありませんでした。

なお、当該地は十数年前までは畑として利用しており、近隣の方が野菜を作っておられたようです。

周辺は北側と西側に人家、東側と南側は道路に接しており、隣接地に耕作地はありませんでした。

譲受人は自己用住宅を建設するにあたり親族名義の土地の一部を使用貸借により借りることにしたそうです。

譲渡人は譲受人の希望があり、貸すことにしたとのことです。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしましたが特に問題はないと思われます。

以上よろしくお願ひします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第2号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第2号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第2号、番号4番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

番号4番についてご説明いたします。

譲受人は、申請地を譲り受け、鉄、非鉄金属類置場として58.55平方メートルを擁する資材置場を整備しようとするものです。

譲受人は、自身が代表を務める金属スクラップ販売会社が使用している資材置場が申請地に隣接してありますが、事業拡大に伴い、資材置場を拡張する必要があること、また、申請地との境にある譲受人が所有する法面が崩落する危険があることから、譲り受けるものです。

譲渡人は、譲受人から希望があったことから譲り渡すものです。

申請地は、大河内駅から北東へ約770メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の15ページから19ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、譲受人の既存施設については、位置図や写真によりその利用状況を確認しております。

神本次長補佐

また、申請地の工事完了後は、資材置場として継続して使用する旨の誓約書が提出されています

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河内委員

7番河内委員

7番河内です。

番号4について補足説明をします。

11月26日に事務局職員と推進委員と現地調査をしました。

申請者とは、後日確認しました。

内容については事務局で説明されたとおりです。

事業内容は、スクラップの資材置場です。

場所はJ R大河内駅から北東に約770メートルです。

申請地は田で、面積は100平方メートルの農地です。

譲受人は、事業拡張に伴い隣接する申請地を購入し資材置場として利用したいので譲り受けたいと思っておりました。

また、申請地のすぐ上の法面部分が崩れる危険がありそうで、現場は青のビニールシートがかけてあります。

譲渡人は申請地が災害等で危険箇所となる場所になり、また土砂が水路に入り耕作しづらい土地になる可能性がある状況にあり、このたび譲受人の土地から災害等を避けるため売り渡すことにしました。

なお、譲受人から水路管理を適切に対応するとの約束されています。

内容は、参考資料が添付されていますが、金属スクラップ業で鉄・非鉄金属類の資材置場として58.55平方メートルを使用したいとのことです。

申請地は、既存の作業場から約5メートル低くなっているのでレッカー車を利用して作業をするとのことでした。

資材置場の周囲を高さ1.8メートルのブロック塀で囲うことで隣接の農地に影響ないようにしたいとのことです。

調査の結果、項目のチェックリストに合っており問題ないと思います。

以上、調査報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第2号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第2号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第2号の番号5番、番号6番及び番号7番は、当事者が同一であり、番号5番と番号6番は、一体的に利用されること、また、番号7番は、番号5番のための工事用通路の一時転用であることから、この3件を一括議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号5番、番号6番、番号7番についてご説明いたします。

番号5番について、譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積407.04平方メートル、パネル枚数160枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、維持管理が困難となったことから、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市熊毛総合支所から北へ約450メートルに位置し、

所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の 20 ページから 24 ページのとおりです。

次に、番号 6 番について、借主は、番号 5 番の申請地で太陽光発電設備の設置を計画している土地への施設管理用通路として 165.35 平方メートルを使用貸借により利用しようとするものです。

貸主は、借主の希望があり、支障も無いことから貸すものです。

申請地は、周南市熊毛総合支所から北へ約 470 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の 25 ページから 29 ページのとおりです。

次に、番号 7 番について、借主は、番号 5 番の申請地で太陽光発電設備の設置を計画している土地への工事用通路として 127.30 平方メートルを許可から 2 年後までの期間について使用貸借により一時的に利用しようとするものです。

貸主は、借主の希望があり、支障も無いことから貸すものです。

申請地は、周南市熊毛総合支所から北へ約 480 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の 30 ページから 34 ページのとおりです。

なお、借主から原状回復誓約書が提出されています。

番号 5 番、番号 6 番及び番号 7 番の農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている第 3 種農地に該当します。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

6 番笠井です。

番号 5 番について補足説明します。

議長（山下会長）

6 番笠井委員

去る12月20日に事務局職員、推進委員とで現地確認に行き、申請者にも現地で立ち会ってもらい確認しました。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

補足説明として、申請地は国道2号線の熊毛原交差点の近くです。現況は、雑草が生えていました。

この農地は、親から相続した土地とのことです。

所有者は、最近ご主人が亡くなったことから、草刈りをされて維持管理されていました。

しかし、家族が女性だけのため、今後も耕作することはできず今回、所有する農地のうち一部を譲り渡すことにしたとのことです。

譲受人は、太陽光発電事業者で適地を探していたところ、休耕している農地があったため購入することにしたとのことです。

水路など周辺農地への影響については、問題ないと考えます。

なお、隣接地の土地所有者及び耕作者等の影響があると思われる方々には事前に計画を説明し了解を得たとのことです。

その他、調査項目に従って調査しましたが問題ないと思われま

次に、番号6番ですが、番号5番の関連議案です。

現況、位置などは番号5番と同様なので省略します。

太陽光設備用地を管理するための通路として使用するため申請されたものです。

譲渡人の農地の維持管理道路を使って太陽光施設の管理用道路として利用しますが、現在の維持管理道路では狭いため通路開設するが、農地への影響が最小限となるよう配慮し、草刈り、整地のみで通路を開設するとのことです。

続きまして、番号7番ですがこれも番号5番の関連議案ですので、一部省略します。

太陽光設備設置工事の施工時に重機の移動用通路及び資材の搬入路として一時転用し、利用するものです。

この農地も譲渡人の所有する農地です。

議長（山下会長）

なお、この農地は休耕されていきました。

その他、調査項目に従って調査しましたが問題ないと思われま

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第2号の番号5番、番号6番及び番号7番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号の番号5番、番号6番及び番号7番について、採決を行います。

本3件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第2号の番号5番、番号6番及び番号7番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第2号、番号8番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号8番についてご説明いたします。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積 396.86 平方メートル、パネル枚数 156 枚を設置するもので、発電出力は 49.5 キロワットが 1 基です。

譲渡人は、高齢となり、管理が困難となったことから、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、高水駅から北西へ約 650 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の 35 ページから 39 ページのとおりです。

農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域

が定められている第3種農地に該当します。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

6番笠井委員

6番笠井です。

番号8番について補足説明します。

去る12月20日に事務局職員、推進委員と3人で現地確認に行きました。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

補足説明として、申請地は国道2号、熊毛原交差点から八代方向へ向かう県道沿いの農地です。

この農地は、親から相続したとのことでした。

譲渡人は、高齢のためと数年前に妻を亡くされたことから休耕され、年間で数回ほど草を刈って維持管理をされていました。

しかし、高齢で足も悪く今後も耕作することができず、後継者もいないため、譲受人に売却することにしたとのことでした。

譲受人は太陽光事業者で適地を探していたところ、休耕している農地があったため購入することにしたとのことでした。

水路などの周辺農地への影響は問題ないと考えます。

なお、隣接地の土地所有者及び耕作者など影響があると思われる方々には事前に計画を説明し了解を得たとのことでした。

その他、調査項目に従って調査しましたが問題ないと思われま

す。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第2号、番号8番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号、番号8番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第2号、番号8番は、許可と決定いたします。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

6ページから14ページの報告第1号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は25件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第1号を終わります。

続きまして、報告第2号「農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

15ページの報告第2号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は2件で、農地法施行規則第29条第1号に規定された農業用施設等に転用するものです。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専

決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第2号を終わります。

続きまして、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

16ページから20ページの報告第3号は、市街化区域内にある農地等をあらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、16件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第3号を終わります。

続きまして、報告第4号「農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

21ページの報告第4号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、1件です。

農地法施行規則第53条第5号に規定された周南市上下水道局が行う雨水幹線管渠^{かんきょちくぞう}築造工事のための一時転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第4号を終わります。

続きまして、報告第5号「非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

22ページの報告第5号は、利用状況調査実施後に非農地判断が必要な対象地について、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をいたしましたので、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領第14条の規定により、非農地判断の結果を報告するもので、今回は3件です。

判断の結果、非農地に該当が3筆、560.00平方メートルであると決定しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第5号を終わります。

続きまして、報告第6号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

23ページの報告第6号は、非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、事務局判断により非農地扱いとした土地又は農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地

判断等に関する要綱の規定に基づき、総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望のあった3件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手続を補完するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第6号を終わります

続きまして、報告第7号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

24ページから26ページの報告第7号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したもので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は8件です。

非農地判断の結果、非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第7号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和7年第1回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時47分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和7年1月10日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 林 俊 一

署名委員 歳 光 時 正